

「聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

大阪府聴覚障害者制度改革推進地域本部 御中

2014年12月4日 大阪17区

吉岡たかよし

公開質問への回答をお送りします。

日本共産党としての統一した見解の回答が多いですが、よろしくお願ひします。

回答

1. 今年1月に批准された障害者権利条約第2条、第19条、第21条、「改正」障害者基本法などにもとづけば、すべての障害者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーションを保障するための情報・コミュニケーション法の制定は当然です。特に、昨今の災害の中での情報・コミュニケーションの重要性はいうまでもありません。

法制化の検討会を設置し、検討会での当事者比率を高めることは、障害者運動が切り開いてきた制度改革の流れをいっそうすすめるものです。国が実践の先頭にたつべきです。

2. 手話は言語の一つであり、手話の獲得を保障して、自由に手話が使え環境を整えることは重要です。手話言語法の制定の実現に向けて、聴覚障害者のみなさんとともに運動をすすめていきます。日本共産党は自治体の「手話」についての条例の採択、意見書採択に大阪府議会、堺市議会で賛成しました。

3. 聴覚障害者の手帳取得のための障害認定基準はあまりにも厳しすぎるもので、WHO基準並みに、幅広く認定できるようにすべきです。聴覚障害の認定改善をすすめることは、高齢者も増えている中で、必要としているすべての人に福祉利用を保障していくことにつながります。

4. 手話通訳士の高度な技術、専門性に見合う身分保障は、一刻も早くすすめる必要があります。手話通訳士の養成を確実にすすめるためにも、自治体が直接正規雇用職員として雇用することをはじめ、公的責任の発揮で正規雇用がおこなわれるようにします。

5. 手話通訳士を国家資格へ格上げし、それに見合った待遇改善をおこなうべきです。

6. 障害者権利条約が批准されたもとでは、条約の水準であらゆる施策の見直しが必要です。障害者雇用促進法は、求人や採用などを、障害を理由に不当な差別的あつかいをしてはならないとしており、それに沿って障害者の適切な方法をとることが明記されるべきです。

7. 批准された障害者権利条約にふさわしく、障害関連の法律や制度を抜本的に改革し、障害者総合福祉法の制定をめざします。